

「独立行政法人農業者年金基金の財政運営に係る取扱い」の規定により基金が定めた率

1 付利準備金繰入率及び調整準備金繰入率

運用成績（運用コスト控除後）	付利準備金繰入率	調整準備金繰入率
0.0%未満	0.0%	0.00%
0.0%以上 1.0%未満	0.0%	0.00%
1.0%以上 2.0%未満	0.1%	0.05%
2.0%以上 3.0%未満	0.2%	0.10%
3.0%以上 4.0%未満	0.3%	0.15%
4.0%以上 5.0%未満	0.4%	0.20%
5.0%以上 6.0%未満	0.5%	0.25%
6.0%以上 7.0%未満	0.6%	0.30%
(以下1.0%増加するごとに)	(+0.1%)	(+0.05%)

2 予定付利利率、予定付利準備金繰入率及び予定調整準備金繰入率

適用期間	予定付利利率	予定付利準備金繰入率	予定調整準備金繰入率
H14.1～H15.3	1.40%	0.1%	0.05%
H15.4～H16.3	0.90%	0.1%	0.05%
H16.4～H17.3	1.05%	0.1%	0.05%
H17.4～H18.3	1.20%	0.1%	0.05%
H18.4～H19.3	1.45%	0.1%	0.05%
H19.4～H20.3	1.60%	0.1%	0.05%
H20.4～H21.3	1.45%	0.1%	0.05%
H21.4～H22.3	1.40%	0.1%	0.05%
H22.4～H23.3	1.40%	0.1%	0.05%
H23.4～H24.3	1.25%	0.1%	0.05%
H24.4～H25.3	1.20%	0.1%	0.05%
H25.4～H26.3	1.00%	0.1%	0.05%
H26.4～H27.3	0.90%	0.1%	0.05%
H27.4～H28.3	0.75%	0.0%	0.00%
H28.4～H29.3	0.50%	0.0%	0.00%

- (注) 1. 適用期間の区分は、年金や死亡一時金の給付事由が発生した日で行う。
2. 「独立行政法人農業者年金基金の財政運営に係る取扱い」第3の2の「当該年度の期待収益率等を勘案して基金が定める率」を「予定付利利率」とする。
3. 「独立行政法人農業者年金基金の財政運営に係る取扱い」第4の2の(1)のイの「当該年度に期待される収益率に応じたアの付利準備金繰入率」を「予定付利準備金繰入率」とする。
4. 「独立行政法人農業者年金基金の財政運営に係る取扱い」第4の3の(1)のイの「当該年度に期待される収益率に応じたアの調整準備金繰入率」を「予定調整準備金繰入率」とする。